

平成 23 年 4 月 26 日

お客様各位

日本振興銀行株式会社

「お借入の承継のお知らせ」のご送付について

当行は、平成 23 年 4 月 6 日、当行からのお借入が第二日本承継銀行に引き継がれる方には「事業譲渡のお知らせ」を、お借入が第二日本承継銀行に引き継がれない方には、「お借入れの承継についてのお知らせ」と題する書面（以下、あわせて「お知らせ」といいます。）を、それぞれ発送いたしました。この「お知らせ」は、当行の本年 1 月末時点のデータ上貸出金（お借入）残高のあるお客様に対して発送したものです。

一方で、現在、東京地方裁判所から、当行にて過払金の引き直し計算を行った結果、当行に対していわゆる過払金債権を有していると判明したお客様に対しまして、順次、債権届出通知書が発送されているところですが、上記のとおり、「お知らせ」を本年 1 月末時点のデータ上貸出金残高のあるお客様にご送付したことから、一部のお客様に、「債権届出通知書」と「お知らせ」の双方が届くという事態が発生しております。

東京地方裁判所から過払金に関する「債権届出通知書」が届いたお客様は、当該お借入については残高がないため当行にご返済いただく必要はありません。したがって、「お知らせ」は行き違いとなりますので、破棄して頂きますようお願い申し上げます（過払金債権を有していると判明したお借入の他に、現在当行からのお借入があるお客様については、当行宛ご連絡をお願いいたします。）。

該当するお客様には、大変ご迷惑やご心配をおかけする結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、本件に関し、ご不明の点等がございましたら、下記の相談窓口までお問合わせください。

《相談窓口》

日本振興銀行株式会社 コールセンター

電話番号 0120-737-270

受付時間 月～金曜日（休日を除く）9：00～17：00

以上